

日本カント協会 第37回大会

日時：2012年11月10日（土）

場所：関西学院大学・上ヶ原キャンパス

住所：〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号

*会場までの詳細等は、プログラム表紙の見開き、および裏表紙の案内図をご覧ください。

プログラム

（以下、敬称略）

【午前の部】

10:00～12:40 一般研究発表

A会場（F号館、304教室）

1: 10:00～10:40 嶋崎太一「知覚と動力学 - <知覚の予料>の自然科学的背景 - 」

2: 10:40～11:20 金正旭「真理の対応説の復権 - カント、ラスク、比較論法 - 」

3: 11:20～12:00 渡邊浩一「なにゆえ<カントに還らねばならない>のか

- リーマン『カントとエピゴーネン』について - 」

司会者 犬竹正幸 [第1発表]・大橋容一郎 [第2・3発表]

B会場（F号館、305教室）

1: 10:00～10:40 藤井良彦「メンデルスゾーンにおける<ヒュームの問題>について」

2: 10:40～11:20 西田雅弘「カントとベルリン水曜会」

3: 11:20～12:00 宮本敬子「寛容の困難

- カントはなぜ寛容思想に希望を見出さなかったのか - 」

4: 12:00～12:40 田中美紀子「法義務としての honeste vive」

司会者 河村克俊 [第1・2発表]・菅沢龍文 [第3・4発表]

C会場（F号館、306教室）

1: 10:00～10:40 秋元康隆「思考可能性の基準の役割と意義について」

2: 10:40～11:20 井上英昌「カントの徳倫理と道徳的動機づけの問題」

3: 11:20～12:00 西山法宏「最高善の問題」

司会者 寺田俊郎 [第1・2発表]・渋谷治美 [第3発表]

*昼食は、生協食堂、大学周辺の飲食店などをご利用ください。

【午後の部】

12 : 40 ~ 13 : 30 委員会 (F号館、103教室)

13 : 30 ~ 14 : 30 総会 (F号館、203教室)

議長選出
会長挨拶
会務報告
会計報告
会計監査報告
編集委員会報告
第7回濱田賞授賞式 (受賞者：金正旭)
次年度開催校挨拶
その他

14 : 30 ~ 16 : 00

共同討議1 「カントとポスト分析哲学」 (F号館、102教室)

討議者：村井忠康、三谷尚澄

司会：入江幸男

共同討議2 「カントと科学技術倫理」 (F号館、104教室)

討議者：勝西良典、田中朋弘

司会：小野原雅夫

16 : 00 ~ 18 : 30

シンポジウム「カントと政治哲学の可能性」 (F号室、203教室)

提題者：高田純、福田俊章、山内廣隆 (非会員)

司会：田中綾乃、舟場保之

18 : 45 ~ 20 : 45 **懇親会** (関西学院会館)

会費：1人 5,000円

知覚と動力学
—— 「知覚の予料」の自然科学的背景 ——

嶋崎太一 (広島大学大学院文学研究科)

本発表は、『純粹理性批判』「知覚の予料」原則を、『自然科学の形而上学的原理』「動力学」章の観点を導入しながら解釈することを試みる。『純粹理性批判』原則論の第二原則「知覚の予料」は、一見して相反する二つの性格をもっている。すなわち、一方では数学的原則と動力学的原則という二分法の内、「直観の公理」と並んで数学的原則に属するものであるが、他方では、『自然科学の形而上学的原理』と原則論の対応関係という見地からみて、『形而上学的原理』の「動力学」章に対応するという、矛盾とも思われる二つの性格が「知覚の予料」にはある。このことから、『形而上学的原理』と原則論の対応関係をさほど重要視すべきではないという見解も提出されている。

ところで、「知覚の予料」原則が『純粹理性批判』の中でも最も難解な箇所の一つとも言われるが、「知覚の予料」の理解を困難なものにしているのは、「無限の階梯」という概念であろう。「無限の階梯」は、『純粹理性批判』では「知覚の予料」においてのみ活躍する概念であり、なぜ、経験的意識と定義される知覚が「否定性へと向かう」無限の階梯をもっているのかということは、『純粹理性批判』における叙述からは読み取りにくい。H. コーヘンの微分法的解釈は、確かに「無限の階梯」概念を整合的に理解することを助けるものの、テキストに内在しながらその根拠を見出すのは困難であると言わざるをえないだろう。

結論を先取りして言えば、知覚の「無限の階梯」は、知覚がもっている動力学的な性格から理解することができる。「知覚の予料」が動力学的原則ではなく数学的原則であることは間違いないとしても、「知覚」という概念そのものは動力学的な性格をもっている。質のカテゴリーに対応する原則として、「知覚の予料」では、実在性、否定性、制限性という観点から、知覚の「無限の階梯」が動力学的に説明されているのである。

本発表は、「知覚の予料」における知覚論を動力学という観点から分析し、さらにそれが、最晩年の『オプス・ポストゥムム』における知覚概念へとつながっていることを明らかにする。『オプス・ポストゥムム』の、X 束、XI 束と呼ばれる草稿群では、知覚が物質の運動力や主観の触発から捉えなおされている。それ故、『オプス・ポストゥムム』において知覚の概念が「拡張され」ているという解釈も存在する。しかし、既に『純粹理性批判』「知覚の予料」原則において知覚は、極めて動力学的な性格をもった概念として扱われているのであって、『オプス・ポストゥムム』における知覚概念はそれが明確化されたものとして捉えることができる。本発表を通じて、「知覚の予料」の自然科学的 (自然哲学的) な背景が明らかにされる。さらには、『オプス・ポストゥムム』における触発の問題を批判期との連続性の中で解釈する道が開かれると思われる。

Wahrnehmung und Dynamik

— Naturwissenschaftlicher Hintergrund der „Antizipationen der Wahrnehmung“ —

真理の対応説の復権
——カント、ラスク、比較論法——

金正旭 (北海道大学大学院)

W. ヴィンデルバント、H. リッカート、E. ラスクをその主要メンバーとするバーデン学派のなかで、ラスクはヴィンデルバントやリッカートには見られない実在論的な志向を示している。大まかに言ってラスクは真理の対応説をとっているが、しばしばこのことを根拠として、彼はもはやカント主義者と呼ばれるべきではないという批判がなされる。しかしこの批判には問題がある。というのも、ラスクはカント主義 (ないし「批判主義」と真理の対応説は両立可能であると主張しており、またカント自身も『純粋理性批判』のなかでたびたび真理は認識と対象との一致に存すると述べているからである。とはいえ先述の批判が一定の正しさをもつのもまた事実である。では、カントとラスクはいったいかなる点においてたがいに袂を分かつか。本発表は、真理の対応説に対し問題を投げかける「比較論法」を視点としつつこの問いに答えることをその目的とする。そしてこの問いに答えることを通じて、ラスク哲学の革新性もまた明らかになるだろう。

まず、カントが『イェッシェ論理学』のなかで比較論法をとりあげていることを確認し、この議論に対するいくつかの応答方法を挙げたうえで、『純粋理性批判』におけるカントは観念論を採用することで比較論法をかわしているということを論ずる。次に、比較論法を用いて真理の対応説の不合理性を主張するヴィンデルバントとリッカートに対抗するかたちで、ラスクが先述のように真理の対応説を擁護していることを示す。さいごに、カントとラスクの相違点は、前者が対象をあくまで主観の「うち」にあるものと見なしているのに対し後者がそれを主観の「そと」においてすでに成立しているものと見なしている点にある、と論ずる。最後の論点をより詳しく見ることを通じて、ラスク哲学は直接実在論というアイディアを先取りするものであるということが明らかになるだろう。

Rehabilitation of the Correspondence Theory of Truth

—Kant, Lask and the Comparison Argument—

なにゆえ「カントに還らねばならない」のか
——リープマンの『カントとエピゴーネン』について——

渡邊浩一 (京都女子大学非常勤講師)

1865 年に出版されたオットー・リープマンの『カントとエピゴーネン』は、その各章 (各節) 末尾に記された「それゆえカントに還らねばならない」という言葉とともに、いわゆる新カント派の哲学運動を先導した著作として知られている。——しかし、それ以外の点についてはほとんど論及されることはない。本発表は、新カント派の退潮にも関わらず明に暗になお哲学研究のあり方を規制しているはずの「カントに還る」という身振りについて、そのひとつの発端をなすリープマンに立ち還って検討を加えることを課題とする。

そこでまず確認しておきたいのは、「エピゴーネン」という言葉のニュアンスである。しばしば「亜流」とも訳されてきたように、この語はともするとネガティブな含みを持つものとして受け止められがちであるが、テキスト中では「後継者 (Nachfolger)」という割合中立的な意味で用いられている。むしろ、カントの学説の外的形式にとらわれた (古い意味での) 「カント派 (Kantianer)」に比して、フィヒテ、シェリング、ヘーゲル、ヘルバルト、フリース、ショーペンハウアーら「エピゴーネン」はカントから出発しそれぞれ独自の方向に体系化を進めた思想家として積極的に評価されてもいる。問題は、しかるに、それが同時代のドイツ哲学に諸体系の乱立状態をもたらしていることで、だからこそ出発点をなすカントに照らして各体系の当否を確かめるべきであるとリープマンは主張する。

そのいうところにしたがえば、空間、時間およびカテゴリーを認識主観のアプリオリな機能とした点こそがカントの主要教説であり、翻って、それら諸形式によって構成される現象の根底に「物自体」を想定した点が主要欠陥をなす。そして、これを基準としてカントの後継者たちの体系をみるならば、具体的に観念論的、实在論的、経験的、超越的という四つの方向に展開をみせた彼らの諸体系はいずれも、表立っては「物自体」を拒否ないし修正する態度を示しているにもかかわらず、結局はカントの主要欠陥を受け継いでしまっている。かくして、「それゆえカントに還らねばならない」とのフレーズが繰り返されることになる。

師であるクーノ・フィッシャーの影響を色濃くうかがわせるこうしたカント (とくにその物自体) 理解の一面性については、後世のカント研究の成果をまつまでもなく、つとにエミール・アルノルトが『エピゴーネン』に対する書評のなかで指摘しているとおりである。エピゴーネンたちに対する評価にしても事情は同様だろう。しかし、いずれにせよ、あえてそのように大鉈を振ってみせた 25 歳の駆け出しの哲学士の身振りがエポックメイキングな意味をもったことに疑いはない。今日の状況に照らし返すためにも、著者の意図の最良の部分を当時の文脈に即してできるかぎり具体的に浮かび上がらせることに努めたい。

Warum „muss auf Kant zurückgegangen werden“ ?

—Über Liebmanns *Kant und die Epigonen*—

メンデルスゾーンにおける「ヒュームの問題」について

藤井良彦 (立正大学研究生)

本発表では、メンデルスゾーンにおける「ヒュームの問題」について考察する。

従来、哲学史における一般的な見解としては、おそらく 1770 年の前後に、カントは「ヒュームの問題」なるものを受容し、そこから「警告」を受けて、「独断のまどろみ」から覚まされた、ということになっている。確かに、カントがヒュームから強い影響を受けたことは確かであり、彼にとって「ヒュームの問題」が何であったかを考察することは、カント研究において重要な位置を占めるだろう。

その一方で、メンデルスゾーンによるヒューム受容は、ヒュームを懐疑主義者として、いわば「ヒュームの問題」なるものを誤解したものであるというような見解が、哲学史においては一般的であった。確かに、メンデルスゾーンにおいては、ヒュームは端的に懐疑主義者として位置づけられている。これは、当時における一般的な見解であるが、カント的な問題意識からすれば、やや単純なヒューム受容とも言えるだろう。

しかし、メンデルスゾーンにおける問題意識は、ライプニッツから踏襲した「蓋然性の論理学」にあった。それは、メンデルスゾーンがヴォルフを通じて引き継いだ問題であったが、なによりも彼自身が、「蓋然性について」(1756 年) という論文において、独自の仕方発展的に解消しようとした問題でもあった。そして、この「蓋然性の論理学」との関連において、メンデルスゾーンは独自の仕方「ヒュームの問題」を捉えたのである。

結論として、「ヒュームの問題」なるものは、カントにおいては主として因果性に関する問題であったが、メンデルスゾーンにおいては、「蓋然性の論理学」に関する、経験推理の問題であった。ここには、いわば別の意味での「ヒュームの問題」がある。

メンデルスゾーンは「ヒュームの問題」を理解しなかった、という解釈は、カントによる「ヒュームの問題」のみを認めた場合に限って言えることである。メンデルスゾーンによる「ヒュームの問題」は、カントとは別の仕方、ヒュームの主張を捉えたものである。しかも、それは当時のアカデミーにおけるズルツァーやモーペルテュイなどの見解とも異なったものであり、メンデルスゾーン独自のものと言える興味深いものとなっている。

本発表は、カントにおける「ヒュームの問題」ではなく、メンデルスゾーンにおける「ヒュームの問題」について述べる。メンデルスゾーンによる「ヒュームの問題」を考察することは、ひいてはカントによる「ヒュームの問題」の意義を考える上でも、有意義なことであろう。

Of the Humean problem for Moses Mendelssohn

カントとベルリン水曜会

西田雅弘 (下関市立大学)

カントは歴史哲学の論考の多くを『ベルリン月報』に掲載している。この『ベルリン月報』は、フリードリッヒ大王の民衆教育の意向を実践に移すために、ベルリンの政治家、神学者、教育家、医者たちが結集した「ベルリン水曜会」の機関誌であった。カント自身は会員ではなかったものの、フリードリッヒ大王への共感と賛辞を共有し、それゆえ「啓蒙」を旗印にした「ベルリン水曜会」の論議には、カントに通底するものが少なくない。

「ベルリン水曜会」での啓蒙論議を手掛かりにして「啓蒙」をめぐる当時の一般的な思想状況に光をあて、それらと対照することによってカントの歴史哲学、さらには倫理学の歴史的リアリティを浮き彫りにしたい。

「ベルリン水曜会」の啓蒙論議は、1783 年 12 月 17 日のメーゼンによる講演「同胞市民の啓蒙のために何がなされるべきか」から始まっている。いくつかの論点を抽出して整理することができる。

(1)出版の自由と検閲 知識の普及のあり方に論議が集中し、出版への制限が必要であることを容認しつつも、検閲官ではなく「個々人の信念」や「高潔な心情」に委ねるべきだとする意見と、大衆向けの印刷物には検閲が必要だとする意見に分かれている。

(2)先入見の根絶 一般に真理は有益で誤謬は有害であると理解されるが、先入見の根絶には反論が集中している。たとえ「地獄や悪魔」などの宗教的な先入見が疑わしいものであっても、道徳的な動機として好都合に機能している限りは奪われてはならない。というのも、もしそのような動機が失われ代替される動機がない場合には、啓蒙どころか「道徳的退廃」「無政府状態」に陥ってしまうからである。

(3)革命の危機 革命の危機は「改善の前兆」であり恐れる必要はないという意見と、啓蒙は「徐々に」進められるべきであり、むしろ現在の害悪の回避が義務だという意見に分かれている。

「啓蒙」という同じ旗印の下に結集した「ベルリン水曜会」の会員たちでありながら、「大衆」「下層身分」の啓蒙に目を向ける人たちと、「知識身分」「中産身分」による指導的な啓蒙活動に目を向ける人たちとの間で意見が分かれているように思われる。

抵抗権の否定(『理論と実践』(8,297.30))と「言論の自由」(同(8,304.15))、暴力革命ではなくて「徐々の改革」(『平和論』(8,353.05))などのカントの思想は、以上のような啓蒙のエートスに由来している。とりわけ、啓蒙による「道徳的退廃」を回避するために宗教的な先入見に代替される新たな道徳的動機が強く求められていたので、カントには、理性に基づく新たな道徳を提示しなければならない切迫した必要性があった。『基礎づけ』をそのような視点から読み直すことができるのではないか。

Kant und die Berliner Mittwochsgesellschaft

寛容の困難

——カントはなぜ寛容思想に希望を見出さなかったのか——

宮本敬子 (一橋大学大学院社会学研究科特別研究員)

現代の多文化共生思想の淵源のひとつに 18 世紀の思想家たちが称揚した寛容の言説がある。18 世紀ドイツにおける寛容の提唱者としてはレッシングやメンデルスゾーンが有名であり、彼らは同情や共感にもとづく寛容をあたらしい市民道徳として社会に定着させようとした。当時多くの人々が寛容に言及したが、ユダヤ人に対する寛容はそのなかでも重要なテーマであった。キリスト教徒によるユダヤ教徒への差別は、ユダヤ人に劣等の印を刻みつけ、その劣等性はくりかえされる差別によって再生産され、結果的にユダヤ人は劣位に固定される。寛容はこうした状況の緩和策として導入されるわけだが、その肝心の寛容が逆に差別を助長することがある。強者が弱者に「一方的に与える」という形で寛容が行われる場合、「寛容する強者」は道徳的に善いとされる寛容を与え続けるゆえに道徳的優位に立ち、他方の「寛容される弱者」はその善き寛容を与えられ続けるがゆえに道徳的劣位にとどまることになる。このように寛容もまたマイノリティに対して劣等性を刻印するのである。また、当時のマジョリティによる寛容は、マイノリティの保護と同時にその管理を意図しており、さらには将来的にマイノリティの同化を要求するものであった。

このような状況のなか、ユダヤ人のメンデルスゾーンはマイノリティの立場から宗教的・文化的差異に対する嫌悪の問題に取り組んだ。そして、寛容するキリスト教の立場からたびたび改宗勧告を受けるにおよんで、メンデルスゾーンは従来の寛容の言説の限界を認識し、ユダヤ教徒の道徳的地位向上を可能とするような独自の寛容理論を探求することになる。メンデルスゾーンが希求したのは、差異を有す人間同士が相互に寛容し和敬して隣り合う多元的社会であった。

当時の先端を行く哲学者たちにとり寛容は重要なテーマであった。しかしその一方で、このことを承知していながら寛容の議論そのものから距離を置いていた哲学者がカントである。おそらくカントもメンデルスゾーン同様、寛容に存する上述の問題を認識していたはずである。けれどもカントは、メンデルスゾーンがその対抗策として打ち出した言説については問題ありとする。発表者は、カントの『たんなる理性の限界内の宗教』がこの問題に関する考察を含んでいると考えている。今回の発表では、この著作をメンデルスゾーン寛容思想に対するカントの応答と仮定し、文化的特殊主義の傾向を帯びた寛容思想に対してカントが行った批判を検討する。

Das Problem der Toleranz

— Warum fand Kant keine Hoffnung zu der Toleranz?—

法義務としての *honeste vive*

田中美紀子(マールブルク大学講師)

カントが『人倫の形而上学』(1797 年)の第一部『法論の形而上学的基礎論』(以下、『法論』)において用いた偽ウルピアスの三原則、*honeste vive, neminem laede*(誰も害するな)、*suum cuique tribue*(各人に各人のものを与えよ)の解釈については、さまざま議論がなされてきた(ケルスティング、オーベラー、ピンツァーニ)。*neminem laede, suum cuique tribue*の二原則が明らかに法的原則(法則)であるのに対し、*honeste vive*は1780年代の講義録によると、法論ではなく道德論に属し、道德的格率とみなされていた。本稿の課題は1797年刊行の『人倫の形而上学』で、もともと道德命法である *honeste vive*が、なぜ『法論』に組み込まれたのかという問いに答えを見出すことである。

まず1780年代のカントの講義録における *honeste vive*の意味を考察することから始める。たとえば『ポヴァルスキ実践哲学』(1782-83年頃)では、*honeste vive*は「立派な行いをせよ」と言い換えられて、道德的な行為の義務を説く(AA XXVII 144f.)。『ムロンゴヴィウス道德 II』(1784-85年)では「名誉を持って生きよ」とか「普遍的に価値のあるものを尊重せよ」と訳されている。具体的には、「君の行為において、普遍的な尊敬が君に向けられるように行為せよ」ということになり、ここでも *honeste vive*は、道德的義務の命法であり、法的義務の命法とはみなされない(AA XXIX 631-633)。ところが『ヴィギランティウス人倫の形而上学』(1793-94年)においては、変化が見られる。ここでも *honeste vive*はまだ道德義務の命法とみなされるのだが、1797年の『人倫の形而上学』の立場に近い言明が見られる。たとえば、「自身の人格における人間性の権利」(*Recht der Menschheit in seiner eigenen Person*)を守ることは自己に対する法的義務であり、この権利を自ら傷つけることは、人間としての内的価値を失い、自己を他人の道具におとしめることになる、という(AA XXVII, 2.1.604)。Honeste viveが『法論』に移行した理由は、カントの講義録を見る限り不明なのであるが、人間性の権利を尊重し、守ることは1797年以前に法的義務として確立されていく。

そこで、次に、ラインハルト・ブラントの提案する解答を検証したい。ブラントは *honeste vive*を定言命法と同一視したうえで、時代的背景を考慮し、人民の利益を搾取し、自由を奪取するヨーロッパの非人間的な専制君主たちに対し、人民が己の権利を主張し、堅守せよ、とカントが説いたと提案している。つまり、カントは人民を「啓蒙」する意図を *honeste vive*にこめたのだ、という。1789年のフランス革命の勃興とその後の恐怖政治、ヨーロッパ諸国間での戦争や紛争の続発を考慮し、人民が圧制や増税に苦しみ、徴兵に駆り出された時代状況を見れば、ブラントの説は一考に価すると言える。

最後に、ブラントが見落としていた、カントと同時代のティーフトゥルンクによる注釈に注目したい。ティーフトゥルンクは *honeste vive*を「自己に対して公正であれ」(*Sey gerecht gegen sich selbst*)と訳している。彼によると、人間は目的そのものでなければならぬし、誰も己の人格を放棄したり、奴隷として自己を譲渡する権利を持たない。つまり、自己の自由と人間性を守り尊重することが法的に義務づけられるのである。また同様に他

人の自由を害したり、人格および人間性を傷つけることは法的に許されないのである。なぜならすべての人間が法的主体としてとらえられるからである。従って、*honeste vive* は「法的主体としての自己（と他人）の権利と人間性を尊重して生きよ」という意味になる。このように、カントの講義録、ブランドの提案、ティーフトゥルンクの注釈を総合してみれば、*honeste vive* が『法論』の中で持つ意味が明確になるだろう。ただ『法論』に移行した決定的な時期を特定するには、まだ議論の余地が残るだろう。

参考文献

Reinhard Brandt: »Sei ein rechtlicher Mensch (*honeste vive*)« – wie das? –in: Sind wir Bürger zweier Welten? Hg. Mario Brandhorst/Andree Hahmann/Bernd Ludwig, Kant-Forschungen 20, Hamburg 2012. (2012年10月刊行予定) (注。筆者が参考したのは印刷前のブランドの原稿 (Manuskript) である。)

Johann Heinrich Tieftrunk: Philosophische Untersuchungen über das Privat- und öffentliche Recht zur Erläuterung und Beurtheilung der metaphysischen Anfangsgründe der Rechtslehre vom Herrn Prof. Imm. Kant, Teil 1, Halle 1797.

Honeste vive als Rechtspflicht

思考可能性の基準の役割と意義について

秋元康隆 (Universität Trier)

定言命法は、格率の普遍化が矛盾なく思考可能であるかどうか(思考可能性の基準)と、格率の普遍化が意欲可能なものであるかどうか(意欲可能性の基準)を問う。そして、自殺と偽りの約束という 2 つの行為については、意欲可能性の基準に鑑みるまでもなく、思考可能性の基準によって、その禁止を導くことができる。

カントの『人倫の形而上学の基礎付け』における記述は、多くの論者によって、上述のように解釈され、そして、そこには必ずと言っていいほど、否定的評価が付されてきた。具体例をいくつか挙げると、「無理が目立ち」(ショーペンハウアー)、「例が不適切であり」(ヘルスター)、「論理の飛躍」(中野)が見られ、「説得力に乏しい」(小倉)。そのため、カントはそれ以降、思考可能性と意欲可能性の基準の考え方を「破棄した」(ケルスティング)、といった具合である。

これは看過することのできない問題である。それは、非難が集中しているという意味においてではなく、論難されているのがカント倫理学の核心部分である定言命法の運用方法について論じられている箇所であるためである。定言命法の思考可能性の基準によって、自殺や偽りの約束の禁止が導けるのであれば、それはカント倫理学の根幹に関わる重要なテーゼとなるはずである。ところが、その論拠が曖昧、それどころか、誤謬を犯しているのであれば、我々にはそれを遵守する意義を見出すことができない。これがカント倫理学そのものの妥当性を揺るがしかねない問題であることは言うまでもない。

カントの説明の不明瞭な点を具体的に列挙すると、彼は自殺の禁止の論拠として、自然が矛盾を犯すことを挙げている。しかし、「自然」という語を「人手が加わっていない」といった一般的な意味に解する限り、「自然が矛盾する」という文章の真意は見えてこない。その真意が分からない状態で、それを自殺禁止の論拠として挙げられても、承服できるはずもない。

そして、偽りの約束の禁止の理由としては、自然ではなく、格率が矛盾することが説かれている。(少なくとも文面上は)自殺禁止の論拠とは異なる論拠が挙げられていることになる。両言明の間に整合性はあるのであろうか。それとも、そこに一貫性などなく、行為によって矛盾する内容は異なるのであろうか。そうであるならば、他の行為においては何が矛盾するのであろうか(我々は何の矛盾を避けるよう意識しなければならないのか)。このような極めて根本的な問いの答えが、カントの当該箇所における説明からは、見えてこないのである。

とはいえ、カント倫理学の妥当性を吟味するためには、この問題を閑却するわけにもいかない。そのため、拙稿では、上述の問いに対峙していきながら、思考可能性の基準のあるべき姿を明らかにしていく。

Über Rolle und Bedeutung des Denken-Kriteriums

カントの徳理論と道徳的動機づけの問題

井上英昌

カントは『道徳形而上学』(1797)において、「徳 Tugend」を「自分の義務に従う際の人間の格率の強さ」(MS.394)、あるいは「道徳的な自己強制の能力」(ibid.)であると定義している。しかし、関連するテキストにおいてカントの徳が成立しうる条件を考えた場合、「自由」や「実践理性」による「強制」などの要件を挙げることができるが、実際のところカントが明示しているのとは裏腹に、徳が対峙している対象が感性的な欲求を意味する「傾向性」であると規定しうるのかどうかという点では、必ずしも自明であるとはいえない。というのも、カントは感情的側面において道徳性に影響を与える「自然的な心の素質」やそれに付随する多様な感情を否定しておらず、むしろ肯定的に評価している箇所が散見されるからである。

このような事態は感情および傾向性の分類に起因すると考えられるが、これまでの研究では徳の成立との関連で感情的側面に焦点を当てることは十分行われてこなかったと思われる(経験に関する学である『実用的見地における人間学』(以下、『人間学』と略)および『人間学講義』を踏まえたカント倫理学研究が近年ようやく現れつつあるけれども)。

そこで、テキストを整合的に解釈するために、傾向性に該当する感性的な欲求を析出し、そのような感性的欲求が徳とどのような関係にあるのかを考察しなければならない。また他方で道徳的な行為に寄与する、あるいは道徳性を促進する感情についても考察の視野を広げる。以上の考察は、義務の行為における道徳的動機づけの内実を分析するのに有益であろう。

本稿では徳が成立しうる諸条件を再検討し、『人間学』および『人間学講義』を手がかりに、人間の内面性に関する諸概念の考察を進め、徳とその克服の対象となる感性的欲求の関係性と、徳に関連する感情の役割を明らかにする。その結果として義務を行為の動機とする道徳性の内実をより明確に把握することに努めたい。

また徳と傾向性との関係を考察することは、批判期から晩年期までテキスト間の異同があるにせよ、『道徳形而上学の基礎づけ』(1785)(以下、『基礎づけ』と略)で、「義務」と「傾向性」の枠組みから提示された道徳的動機づけの問題——「義務に基づく行為だけが道徳的価値を持つ」(vgl. G.397-9)というテーゼの真偽に関する問題——の考察に応用することができるだろう。

この点を踏まえて徳理論の視座から『基礎づけ』で提示されたテーゼの一端を解明し、徳理論からのアプローチから見えてくる道徳的動機づけの現代的意義を示したい。このことが本稿の目的である。

Kant's theory of virtue and the problem of moral motivation

最高善の問題

西山法宏（九州大学大学院・博士後期課程）

現代のカント研究は、公共哲学の立場から、政治哲学ないし社会哲学を重視し「最高善」より「目的それ自体」（あるいは「目的それ自体」としての「人格」概念）や「目的の国」を強調する傾向が強い（たとえば、英米圏ではロールズの学統におけるコースガード等、ドイツではハーバーマスの学統におけるヘッフェ等）。こうした解釈によると、カント哲学において最高善思想はライプニッツ的要素の残滓としてまったく重要性をもっていないものとされる。『実践理性批判』の結部に述べられる「知恵の教え」としての哲学などは、確かに現代においてひどく古色蒼然としたものに思われるかもしれない。当時のカント自身でさえ『実践理性批判』において最高善の問題を古めかしいものとして語っている(V.64)。

また、いくつかの研究が指摘しているように、『実践理性批判』において純粋実践理性の弁証論が論述されるということは『純粋理性批判』A版からはとても予想できないことであった。実際にカントは『人倫の形而上学の基礎づけ』を書きあげた時点においてさえ、「純粋実践理性の弁証論」どころか『実践理性批判』そのものを執筆する予定さえもっていなかったのである（『実践理性批判』の成立事情について、私は修士論文において詳細に論じた）。しかし、逆に言えば、こうした事情にあったからこそ、『実践理性批判』弁証論とりわけそこで論じられる最高善の問題はそれ相応の重要性をもっているはずである。

こうした見立てのもと、カントの「最高善」概念を中心に、倫理学における動機論、とりわけ最高善の実質的要素である「幸福」、そして「自己満足」の概念を手がかりに、本発表はカント倫理学の要請論を問いたい。最高善は「自由、不死性、神」という三つの理念と関わるのだから、こうした論考は形而上学を重視する解釈となるだろう。『実践理性批判』は「三つの理論的概念、つまり自由、不死性、神を前提することなしに、最高善は可能でない。それゆえ、世界において可能な最高善の現実存在を命令する実践的な法則によって、純粋思弁理性の客体の可能性が要請される」(V.134)と述べている。カント倫理学において、最高善の問題は要請論と切り離すことができない。ここでの「世界において可能な最高善の現実存在を命令する実践的な法則」とは「道徳法則」であり、「純粋思弁理性の客体」とは「自由、不死性、神」という形而上学の三つの理念である。「道徳法則」は「最高善」を命令し「自由、不死性、神」を要請するとされている。「道徳法則」「最高善」「自由」「不死性」「神」といった諸要素の関係をどのように理解すればよいのだろうか、多くのことが論じられなければならない。

本発表が示そうと試みるのは、伝統的形而上学批判を通して批判的形而上学へと至る思惟の道を歩んだカントにとって、最高善の問題こそが中心的な重要性をもっていたことである。

Das Problem des höchsten Gutes

人類学と形而上学のあいだで
——社会プラグマティズムとセラーズ派哲学者たちのカント——

三谷 尚澄（信州大学）

リチャード・ローティが、その主著『哲学の自然の鏡』を世に問うたのは一九七九年のことであった。「自然の鏡としての心という観念」を解体し、デカルト—ロック—カントと連なる表象主義的伝統の乗り越えを宣言したこの異端の書は、また、当時のアメリカ哲学会を支配していた分析系エスタブリッシュメントに対する決別のマニフェストとしても読むことができるものであった。

一九八二年。その間の事情を裏づけるかのように、ローティは分析哲学の牙城・プリンストン大学哲学科に別れを告げ、新天地として選択したヴァージニア大学哲学科へと転出する。さらに、一九九八年、十六年の時を過ごしたヴァージニアの地を離れ、スタンフォードに終の棲家を定めた「ポスト分析哲学者・ローティ」の所属先が、もはや「哲学科」ではなく「比較文学科」であったこともまた、ここで銘記しておくことにしよう。

分析哲学という学問的ミリュウに育ち、プロフェッショナルな哲学者としての階段を駆け上がった俊英が、分析哲学に別れを告げ、最後にはアカデミックな機関としての哲学科にさえ別れを告げる。『哲学と自然の鏡』以後のローティがたどる知的経歴は、「ポスト分析哲学」の時代に特有の、独特な空気感を象徴的に表しているように思われる。『論考』ではなく『探求』のウィトゲンシュタインに定位し、デイヴィドソンによる「第三のドグマ」批判に共感を示し、分析哲学の伝統との永遠の決別を宣言するローティ。また、「デューイこそわが哲学的ヒーロー」であることを宣言し、ダーウィンと共にある哲学のあり方を構想し、「人類学者」としての目線から哲学という知的営みのあり方を変換させようと試みるローティ……。

では、ローティが開いた「ポスト分析哲学」と呼ばれる状況のなか、「哲学者」としてのカントにはどのような位置ないし評価が与えられることになるのだろうか。この問いに、先入見を交えることなく——ローティが強く依拠するセラーズの哲学が、カントの決定的な影響の下に構築されていることを忘れてはならない——一定の見通しを与えるべく試みてみる。より具体的には、「社会プラグマティズム」、「表象の形而上学」、「人類学としての哲学」等のキーワードに注目し、柔軟な——すなわち、伝統的カント像からの逸脱を恐れない——視点から、ローティとカントとのあいだに広がる「距離」のありさまを虚心に見定めてみる。このことが本発表の目的である。

Trapped between Anthropology and Metaphysics
—Social Pragmatism, Sellarsian Philosophers, and Kant—

超越論的演繹を投げ捨てることの難しさ
——マクダウエルの治療的カント解釈をめぐって——

村井忠康（慶應義塾大学）

本共同討議のタイトルは「カントと分析哲学」ではなく「カントとポスト分析哲学」である。協会事務局によれば『心と世界』邦訳出版を踏まえての企画とのことだが、だとすれば、このタイトルが選ばれたこともしっくりくる。というのも、翻訳作業が遅延に遅延を重ねているあいだに、『心と世界』はカント解釈の試みとして読まれ始めるとともに、「ポスト分析哲学」と呼ばれる潮流の準拠点としての地位を確立したからである。だが、そもそもポスト分析哲学とはどういった潮流なのか、そして、この潮流にカントはどう関わってくるのか。

第一の問いに一言で答えるのは難しい。「ポスト分析哲学」という呼称は、何か一つの潮流というよりはさまざまな動向の総称のように思われるからである。ローティを嚆矢とするウィトゲンシュタイン流の治療的哲学——哲学的問いへの衝動を病と捉え、その解決ではなく解消を目指す立場——の系譜はもちろんのこと、英語圏における近年のヘーゲル・ルネサンスもそこには含まれる。また、その非歴史性を自認してきた分析哲学の歴史的意識の芽生えとしての起源探求（ダメットやフリードマンなど）もそこに含められよう。だが幸いにも、マクダウエルの仕事はこれらすべてと重なっている。したがって、彼を参照することで、こうした多面性をもつポスト分析哲学の縮図くらいは描けるかもしれない。

しかし、ここでの討議にとってより重要なのは、もちろん第二の問いである。マクダウエルは治療的哲学の実践者としてローティの後継者であろうとする。しかしローティと異なり、彼はカントを敵ではなく味方とみなす。また、ローティと同様ヘーゲルを高く評価するものの、彼のヘーゲルはカントがかったヘーゲルである。しばしばその逆が指摘されるが、知覚経験における感性と悟性の協働というカント的モチーフの継承を、相互承認論として読まれてきた「主と奴の弁証法」（『精神現象学』）のうちにも見出す彼の「非正統的解釈（heterodox reading）」などを見れば、それは一目瞭然である。ローティに共感しながらもマクダウエルがこうまでしてカントを援用する意外さは、もっと強調されてよい。

そこで提題では、感性と悟性の協働がまさに中心的テーマである超越論的演繹に焦点を合わせ、マクダウエルがその治療的解釈にどう取り組んできたのかを追跡してみたい。具体的には、まず、『心と世界』では演繹が不自然な位置づけしか与えられていないことを確認する。次に、その後の彼の演繹解釈においてこの不自然さが除去されていることを示し、彼の治療的カント解釈の核心に、演繹が最終的には「投げ捨て」られねばならないという見方があると論じる。そして最後に、知覚の哲学において彼が余儀なくされた最近の転向に照らすなら、治療的カント解釈の貫徹は彼が考える以上に難しいことがわかると指摘する。

The Difficulty of Throwing Away the Transcendental Deduction
—On McDowell's Therapeutic Reading of Kant—

現象知を越境する技術的関与の責任
——カント哲学の視点から——

勝西良典（国士舘大学・非常勤講師）

現代が抱える科学技術倫理上の問題として次のようなものが考えられる。

1：科学的知識の有限性の問題。たとえば、製造物責任の問題で言えば、技術者がすべての問題点を予測できているとは限らない。相当数の実験や安全対策を行っても、「想定外」の事態をゼロにはできないだろう。より根本的には、人間が解明しようとしている対象は、あくまで人間の目から見たものに過ぎず、そうした特殊な情報処理システムによっては原理的に解析できないものが存在するかも知れない。こうしたものが人間自身や人間にとっての対象世界に影響を与えている可能性を排除できないのだとすれば、この意味での科学的知識の有限性は、人間にとって無視できないものとなるだろう。

2：技術的関与の超越性の問題。科学的に規定された対象世界に対する技術的関与は、人間にとって原理的に理解可能な対象世界の範囲内に制限されるのではなく、原理的に知りえないものにも越境して影響を及ぼすかも知れない。だとすると、ある技術を実用化することは、人間には計り知れないリスクを承知の上で対象世界やそれを超えるものに刺激を与えることになるだろう。これは第一の認識上の問題と緊密な関連を持つものだが、行為の問題として別に考察すべきである。

3：科学的研究の人間論的問題。これは、科学的研究を遂行する人間はお金をもらって食べていかねばならないという問題であり、科学的研究には莫大なお金がかかるという問題であり、莫大なお金が投入された研究は失敗することはできないという問題である。特に実験回数を確保しにくい、莫大な費用のかかる研究や、生命にかかわる研究の場合、実験結果を好都合な方向に解釈しようというインセンティブは排除できないだろう。このとき、改竄とまでは言えないが、過去の歴史的経緯を踏まえた、その経緯において実用的な解答が（無意識に）選び取られているかも知れない。

本提題では、カントの問題構成に照らしながら、以上三つの問題のうちの最初の二つを分析する。1については、現象と物自体の区別に基づいて科学基礎論としての（できれば判断力批判を含めた）弁証論の役割が問い直される。2については、超越論的自由のコスモロジーにおける役割と理性の事実の意味が検討される。以上から科学技術を利用するものが持つべき倫理を概観する。第3については、人間学との関連で考察可能だと提題者は考えるが、これについては今後の課題としたい。

Responsibility for the Use of Technology beyond the World of the Senses

専門職と理性の公的使用

田中朋弘（熊本大学）

福島原発事故を経験して、原子力発電という社会的・技術的装置と私たちがどのような関係にあるのかが、様々な点で否応なしに明らかになった。こうした事態は、マルクーゼが指摘するように、イデオロギーとしての技術的合理性が、私たちの日常生活の根底にまで深く浸透していることの端的な例だと言えるだろう。ホルクハイマーとアドルノの主張によれば、こうした事態の原因は、「啓蒙」という理念のうちにもともと内包されており、いわば「啓蒙の自己崩壊」とでも言うべき事態だ、ということになる。

本発表において私は、こうした現実とそれに対する一定の解釈を念頭に置きながら、技術専門職の倫理について検討したい。カントによれば、理性の「私的使用」とは、「ある人がその人に託されている市民的地位あるいは公職において、使うことが許されている(VII, 27)」理性使用である。他方、理性の「公的使用」とは、「ある人が学者として読書界の全公衆を前にして、自分自身の理性に関してなす(ebd.)」理性使用である。カントはこのような説明をする時に、軍人の職務、市民の納税義務、宗教家の職務を例に挙げ、人が特定の立場にあるときに、使うことが許される理性使用を区別している。そこで、このような理性使用の分類を、専門職に当てはめて考えてみることは、あながち的外れでもないだろう。

例えば、「東京電力トラブル隠し事件（2000年）」では、東京電力の原発のうち13基において、自主点検で発見されたトラブルの記録が改竄され、定期検査の試験データが偽装された。このことは、点検を請け負った会社の社員が内部告発したことによって明らかになった。

カントの説明によれば、理性の公的使用とは、啓蒙的な自由であり、学者として自由に思考し、自分自身の見解を自由に公に説くことができるという意味での自由であった。そうすると、専門職としての技術者が、職務上の義務に従う一方で、職務に関する意見を自由に公表することを、「理性の公的使用」と見なすことは可能だと考えられる。しかし他方で、内部告発がしばしば一種の「裏切り行為」と見なされることから示唆されるように、それは必ずしも、無条件に行使することができる（または行使すべき）行為とも見なし難いように思われる。

The Profession and the Public Use of Reason

カント政治哲学における「理論と実践」

福田俊章(福島県立医科大学)

『理論と実践』のカントは「理論と実践」の問題についてうまく答えることが出来ずにいる。世間は「理論と実践は理論上は合致するかもしれないが、現実には合致しない」と言っているのに、カントは「理論と実践は理論上は合致する」と繰り返しているだけのように見受けられるからである。そこでのカントは道徳に照らして「何をなすべきか」が立ち所に判るだけでなく、その「なすべきこと」を人はおのずと成就しようと言いたいかのようである。しかし、「なすべきが故になし能う」という言葉は「義務の命じる所をそのまま成就できる」などという脳天気な意味ではなかった。むしろ、「なすべき」ことを人間は必ずしも成就しえず、しかしそれでも成就に少しでも近づくべくそれを「なすべし」という意味だった。「最高善の実現は人間に不可能でも、その促進は可能であって、かくて人間は最高善の促進を義務として課される」ということは『実践理性批判』弁証論の貴重な教訓だった。これこそカントの真骨頂ではないのか。

もちろん、『理論と実践』におけるカント自身の意図はガルヴェやホッブズらの経験主義を批判することにあつた。例えば、ホッブズは自然状態の具体的な描写を与えて、そこから脱却することの必要性を直観的に納得させるような議論をしている。これに対して、カントは原理の経験主義を斥けて、理性のアプリオリな原理を打ち立てようとする。カントにとって社会契約は理念であって、さればこそそれは規範性をもちうる。カントの言う社会契約は「現にある国家を社会契約によって創設されたものとみなすことにする」という擬制でしかない。社会契約を締結するにあたって生じるであろう様々な困難は彼の関心事ではない。社会契約を取り結んで新たに国家を設立することではなく、現にある国家を社会契約にもとづいたものとして管理することが彼にとっての課題である。

しかし、国家は現に存立しているかもしれないが、「平和は創設されなくてはならない」のだった。国際関係の現状を平和な状態と擬制してかかるなどという方策は通じない。法が理論的に「正しい」こととして指し示す永遠平和を「実地の法論」たる政治はいかにして実践して行くべきなのか。こうして、永遠平和への接近を目指す国際政治の領域において「理論と実践」の問題は際立つことになる。

本報告では「成就しえずともなすべし」と語るカント哲学が政治独自の立ち位置をどのように確保しようと努めたかをホッブズ国家論との対比なども織り込みつつ考え直してみたい。

“Theorie und Praxis” in der politischen Philosophie Kants

カント政治哲学の射程

高田 純（札幌大学）

今日の政治哲学の復権は政治の規範性の明確化を目指しているが、近代において国家の規範性を強調したのはカントである。たしかにカントの正義論へ注目する論者（ロールズら）もあるが、カントの国家論そのものについてはあまり論じていない。カント国家論は独自性に乏しく、当時のドイツ社会（とくにプロイセン）に制約され、後進的要素を多く残しているという評価がこれまで主流であった。

ヘーゲルも指摘しているように、カントの哲学は全体としてルソーの自由意志論の影響下にあるが、ルソーの見解はもともと政治的なものであり、この影響を最も強く受けているのはカントの国家論である。カントはルソーの一般意志、人民主権の構想を観念論の基盤のうえに変形し、理念化した。ルソーの国家論からの影響として有名なのは初期のフィヒテであるが、フィヒテが「ドイツにおけるルソー」であるまえに、カントがまずそうであった。ルソーの国家論はなお個人主義的であるとヘーゲルによって批判されるが、それは集合主義的傾向をももつ。カントの国家論においてはこの傾向はいっそう抽象化、普遍化される。

カントにおいては国家の第一の目的は市民の幸福の保障にではなく、市民の権利の保障にあるが、この権利は自由に基づく。このようにして＜自由→権利→国家→＞の枢軸関係が規範的に方向づけられる。その際に権利はたんに個人的、原子的なものではなく、「人間性の権利」として普遍的、共同的なものでもある。自由・権利・公共性の関係もここから生じる。

カントは人民主権を高度に理念化したが、この理念はドイツの後進的現実から乖離した。しかし、このギャップはたんに過去のドイツのものではない。現代政治においても（先進国を含め）、人民主権の理念と現実との距離をいかに縮減するかは大きな課題である。一方では世界各地で独裁体制が打倒されたが、他方で新自由主義のもとで社会的格差が増大している。このようななかで自由・権利・公正（正義）・公共性の関係についてのカントの見解から学ぶべきものは多いと思われる。

Der Tragweite der politischen Philosophie Kants

カントとヘーゲルにおける国家と宗教

山内廣隆（広島大学大学院文学研究科・教授）

今回のシンポジウムにおいて、カント協会から私に与えられた課題は、「カントと政治哲学の可能性」を議論するために補助線を引くことである。だが、この作業に入る前に、「政治哲学とは何か」に若干触れた後で、以下の二つのことを提題したい。

第一は、カント政治哲学の具体的可能性である。周知のように、EU の加盟要件になっている「国家の品格」は、政治的には基本的人権を尊重する民主主義国家であり、経済的には自由な市場をもつ自由主義国家である。つまり、EU は「内政上の民主的秩序」を加盟国に要求している。ルッツ=バウマンは、EU が課すこうした他国への要求を、平和構築の基本というよりはむしろ絶対不可欠の前提条件として提案した人こそ他ならぬカントであったと指摘する。その論拠は『永遠平和のために』の第二確定条項である。この観点は最近機能不全に陥っている国際連合の在り方に一石を投じることになる。ところで、永遠平和のためにカントが求めるのはあくまでも「平和連合」であり、決して強制力をもつ世界統一国家ではなかった。というのも、カントにおける「共和制」の要求は、あくまでも平和連合を可能にするために「構成員の自由が保障された自由な独立国家を形成すべし」という要求であり、他方で一つの世界共和国の形成は、自由な独立国家の自由の制限であったから。シンポジウムでは、以上に見られるカントの平和論、国家（連合）論に対するヘーゲルの批判を、『法の哲学綱要』322-324 節を中心に報告したい。

第二は、最近の政治哲学の原理的問題に関わる。現代ドイツの政治哲学者、E.W.ベッケンフェルデは、「自由国家は、国家自身が保証することができない諸前提のおかげで生きている」というテーゼで、つとに有名である。このテーゼは、基本権の中身も、法への忠誠も、市民による共同善への志向も、「個人という道徳的実体」と「社会の同質性」を前提にするが、（自由）国家は、これらを国民に強制できないという、ある種のジレンマを語っている。18 世紀、啓蒙の成果である市民国家はテロリズムに陥り、社会的同質性の基盤となっているものをも破壊せんとした。この事態の真相を理解したヘーゲルは、『精神現象学』精神章で、啓蒙的理性を批判し、カントの個人道徳の止揚を試みる。私たちはこうした作業の成果をヘーゲル法哲学の *Sittlichkeit* に見ることができる。しかしながら、もちろん私たちはヘーゲルの「全体性の哲学」を是とすることもできない。社会の多元性を許容しつつ、なおも社会的同質性を保つような国家はいかにして可能か。こういう問題を考えるとき、とりわけヨーロッパにおいては、「国家」と「宗教」（社会の同質性を作り出す働き）の関係を取り上げないわけにはいかないであろう。ヘーゲル『法の哲学綱要』270 節を中心に、この問題を論じることにはしたい。こうした問題に、カント政治哲学はいかなる仕方に関わりうるのかが議論の俎上に上がれば幸いである。

Staat und Religion bei Kant und Hegel